

【概要版】

# 第4次小山市男女共同参画基本計画

～女性の活躍と男女共同参画の推進～

令和3(2021)年度～令和7(2025)年度

性別にとらわれず、社会のあらゆる分野に女性も男性も等しく参画し、共に責任を担い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、心豊かに生き生きと暮らせる小山市をつくるための計画です。

令和3(2021)年3月

小 山 市

## 計画策定の趣旨

男女が、互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられております。

しかしながら、性別による役割を固定的にとらえる意識や慣行がまだまだ根強く残り、DVや各種ハラスメントの蔓延、政策・方針決定過程への女性の参画や男性の家庭生活への参画が十分でないなど、多くの課題が残されています。このような動向を踏まえ、男女が互いに尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現についての取組を引き継ぐとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させる計画として、「第4次小山市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

## 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間です。

## 目指すべき姿

### みんなで 築こう 男女共同参画社会

本市では、性別にかかわらず、一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら個性と能力を十分に発揮し、誰もが参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

## 基本理念

小山市男女共同参画推進条例第3条に定める6つの基本理念を基に、本計画の基本理念を定め、推進します。

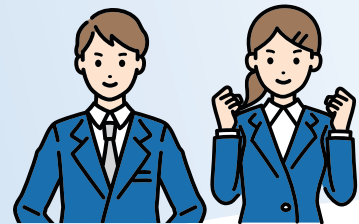
- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 施策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の性についての理解と健康の確保
- 6 国際社会の動向を踏まえた取組

## 5か年の重点施策

男女共同参画を推進するための施策のうち、今後の5年間で特に重要であり、小山市男女共同参画審議会や市民からのニーズの高い施策を重点施策として、推進していきます。

### (1) 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

あらゆる世代において人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識や男女平等意識を浸透させるため、親たちに対する子どもの家庭教育や、保育施設や学校における子どもへの教育を推進するとともに、生涯学習の充実を図ります。



### (2) 政策・方針決定過程への女性の参画

市の審議会等の女性委員選任や、女性職員の職域拡大及び管理職等への積極的な登用、事業所等への女性活躍に向けた支援により、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

### (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

安心して子育てのできる環境の整備を図り、長時間労働の削減などの働き方改革や、男性の育児休業の取得を促進するほか、多様な人々が活躍できるよう、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について周知するとともに、事業所等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援を行います。



### (4) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指し、DVを防止するための市民への周知・啓発に加え、適切な被害者支援に取り組みます。

### (5) 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、相談しやすい環境の整備や、生活・子育て支援、安心できる生活環境の確保等、それぞれの家庭の状況に対応した総合的な支援を行います。



## 基本目標と施策の方向性

### 基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

誰もが互いに人権を尊重し、責任も分かち合い、共に生き生きと生活できる男女共同参画社会を実現するために、ジェンダーに基づく意識・慣行の見直しに向け、意識の啓発を継続的に進めるとともに、多様性（ダイバーシティ）の観点を重視し、多様な性のあり方にも配慮した男女共同参画の推進を図ります。また、あらゆる場において、幼少期から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。さらに、男女共同参画に関する男性の理解を促進するとともに、男性が家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう啓発や支援を行います。

### 基本目標 2 あらゆる分野における男女共同参画の推進

あらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するために、女性の人材育成・エンパワーメント支援、女性活躍の取組を進めます。また、産業・就労の分野においては、男女の均等な雇用機会と待遇確保、女性のチャレンジを支援し、ハラスメント防止に関する取組を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。さらに、地域における女性リーダーを育成し、男女がともに地域活動に参加することで男女共同参画の視点が根づくように支援するとともに、共生・協働社会を目指します。

### 基本目標 3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり

重大な人権侵害であるDVやデートDV、性暴力の根絶に向け、防止対策強化としてパープルリボン運動などの普及啓発、救済・自立支援を推進します。また、人生100年時代を見据えた、健康支援や生きがいづくり、互いの性を尊重する意識の醸成を総合的に進めます。さらに、困難を抱える人たちが安心して暮らせる環境の整備を図ります。また、男女共同参画の視点に立った災害時の対応ができるよう、平常時からの防災に関する活動への女性の参画を促進します。

### SDGs（持続可能な開発目標）におけるジェンダー平等の必要性

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」は、「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに、2030年を期限とした17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）、232の指標で構成された、先進国も途上国も目指すべき国際社会共通の目標です。その中で、「ジェンダーの視点」を取り込むことは、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」のみならず、SDGsの全ての目標の実現に不可欠なものとしてされています。



# 計画の体系

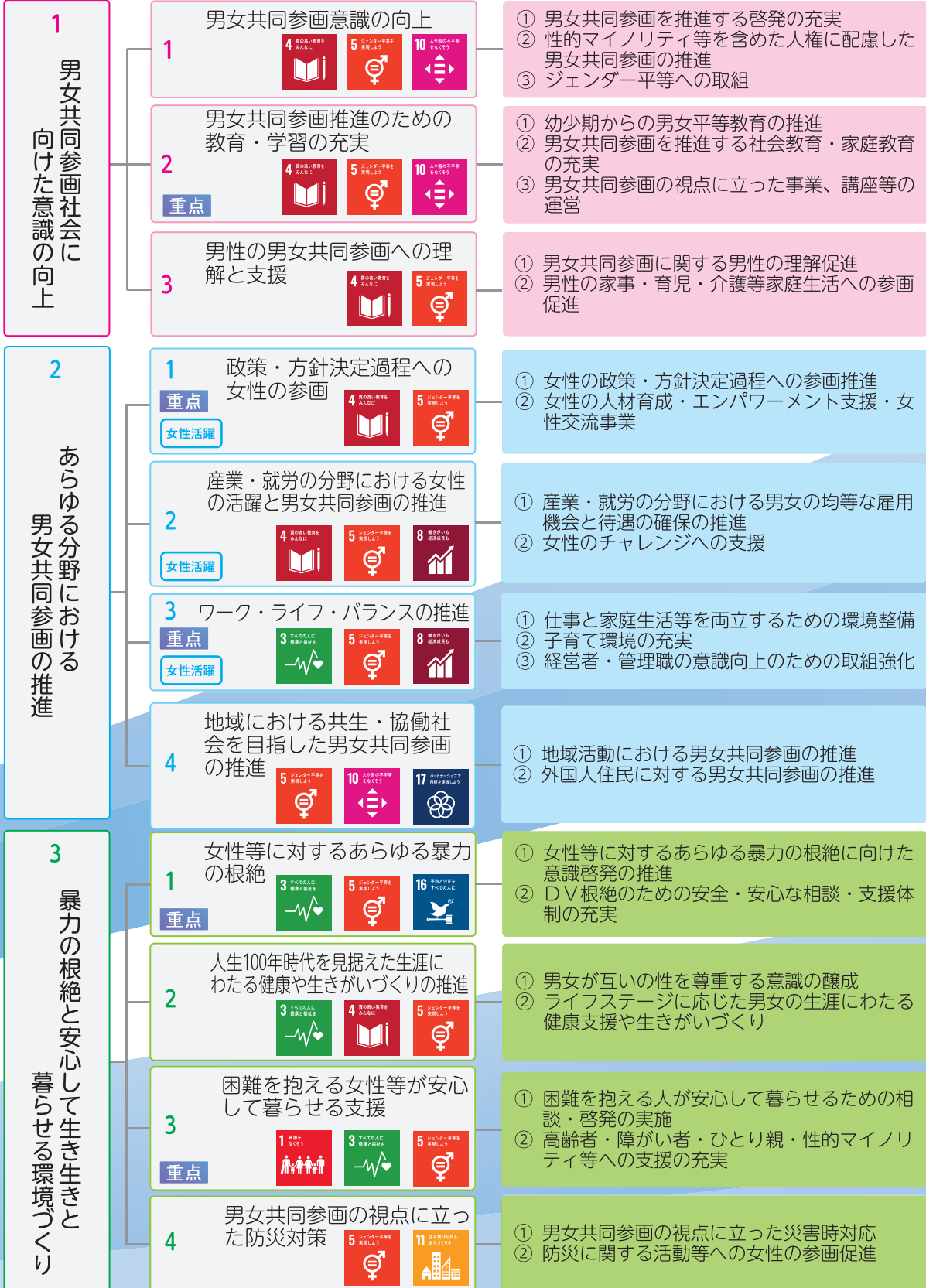
[ 目指すべき姿 ]

## みんなで 築こう 男女共同参画社会

[ 基本目標 ]

[ 施策の方針 ]

[ 取り組む施策 ]



※計画の「施策の方針」に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

※ **重点** は5か年の重点施策、**女性活躍** は女性活躍推進法に基づく施策

# 取り組む施策の具体的内容

## 基本目標1

### 1 男女共同参画意識の向上

#### ① 男女共同参画を推進する啓発の充実

- 男女共同参画推進のための啓発
- 男女共同参画啓発誌の発行とその活用
- 男女共同参画に関する各種情報の提供

#### ② 性的マイノリティ等を含めた人権に配慮した男女共同参画の推進

- 人権擁護委員との協働による人権尊重意識の啓発
- 性の多様性に関する意識の普及啓発
- 人権意識啓発の推進
- 性的マイノリティ等の人権に配慮した男女共同参画の推進 など

#### ③ ジェンダー平等への取組

- ジェンダー平等に配慮した広報
- ジェンダー統計の活用
- ジェンダーの視点に立った業務遂行への支援
- S D G s への取組

### 2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

#### ① 幼少期からの男女平等教育の推進

- 幼少期からの男女平等意識の浸透のための支援
- 指導者向け男女平等に関する研修会の実施

#### ② 男女共同参画を推進する社会教育・家庭教育の充実

- 男女共同参画に関する講座の開催
- 関係機関向け研修
- 人権についての講演会・講座等の実施
- 地域活動のための学習機会の提供と情報提供 など

#### ③ 男女共同参画の視点に立った事業、講座等の運営

- 小学校・中学校・義務教育学校の児童生徒のためのキャリアデザイン事業
- 多様な文化芸術活動の推進
- 公民館実施事業

### 3 男性の男女共同参画への理解と支援

#### ① 男女共同参画に関する男性の理解促進

- 男性の家庭参画のための啓発
- 男女の生活能力を高める意識啓発

#### ② 男性の家事・育児・介護等家庭生活への参画促進

- 保護者向け講座・交流会
- 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- 市男性職員の家事・育児・介護等への参画促進

## 基本目標2

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画

#### ① 女性の政策・方針決定過程への参画促進

- 市審議会等の女性の参画促進
- 政治分野などへの女性参画の推進

#### ② 女性の人材育成・エンパワーメント支援・女性交流事業

- 女性のエンパワーメント支援のための学習機会・情報の提供
- 女性交流推進事業
- 男女共同参画を推進するグループ団体への支援
- 男女共同参画に関する事業を行う団体等への支援 など

### 2 産業・就労の分野における女性の活躍と男女共同参画の推進

#### ① 産業・就労の分野における男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

- 働く場における各種ハラスメント防止のための啓発
- 学校における各種ハラスメント防止のための取組推進
- 家族経営協定の周知・締結
- 女性が管理職を希望しやすい職場環境の整備 など

#### ② 女性のチャレンジへの支援

- 起業やスキルアップのための講座の開催
- 農業・農村男女共同参画推進事業
- 女性の再就職支援事業
- 理工系・専門分野への女性の参画促進 など

### 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### ① 仕事と家庭生活等を両立するための環境整備

- ワーク・ライフ・バランスのための情報提供
- ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業の推進
- テレワーク等の推進のための啓発 など

#### ② 子育て環境の充実

- 子育てひろば等の多世代交流事業
- 妊娠・出産・子育てに関する助成制度
- 多様な保育サービスの充実
- 子育て世代等の送迎移動解消に向けた交通環境整備 など

#### ③ 経営者・管理職の意識向上のための取組強化

- 経営者・管理職の意識向上のための取組

### 4 地域における共生・協働社会を目指した男女共同参画の推進

#### ① 地域活動における男女共同参画の推進

- 地域における女性リーダーの育成
- 社会教育指導者研修
- ボランティア活動支援
- 高齢者の社会参画促進 など

#### ② 外国人住民に対する男女共同参画の推進

- 外国人住民への男女共同参画に関する理解の促進
- 国際交流協会の活動支援
- 国際的理解の推進

### 1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

#### ① 女性等に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発の推進

- 児童虐待防止の啓発
- 暴力追放の啓発と防犯情報の提供
- DV防止啓発活動（小山市パープルリボン運動）
- 児童生徒を対象としたデートDV・性暴力等に関する予防啓発

#### ② DV根絶のための安全・安心な相談・支援体制の充実

- DVに関する相談支援
- 児童虐待に関する相談支援
- DV被害者の自立支援の充実

### 2 人生100年時代を見据えた生涯にわたる健康や生きがいづくりの推進

#### ① 男女が互いの性を尊重する意識の醸成

- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進
- 性教育の充実

#### ② ライフステージに応じた男女の生涯にわたる健康支援や生きがいづくり

- 母子保健医療の充実
- 食育の推進・啓発
- スポーツの推進による健康づくり
- 結婚支援センター事業の啓発の推進
- 人生100年時代への生きがいづくりの支援
- 生きがいづくりのための講座開催 など

### 3 困難を抱える女性等が安心して暮らせる支援

#### ① 困難を抱える人が安心して暮らせるための相談・啓発の実施

- 法律相談（弁護士）
- 心配ごと相談（弁護士・相談員）
- 家庭内困りごと相談（元家庭裁判所調査官）
- 人権相談（人権擁護委員）
- 介護保険制度、サービス等の情報提供
- 高齢者虐待防止と啓発 など

#### ② 高齢者・障がい者・ひとり親・性的マイノリティ等への支援の充実

- ひとり親家庭の自立支援
- 子どもの貧困対策の推進
- ひきこもり支援に関する取組
- 障がい者等の支援
- 犯罪被害者等への支援
- 性的マイノリティに対する支援 など

### 4 男女共同参画の視点に立った防災対策

#### ① 男女共同参画の視点に立った災害時対応

- 防災における男女共同参画
- 防災における男女共同参画意識の啓発
- 避難所運営に男女がリーダーとして参画するための仕組みづくり

#### ② 防災に関する活動等への女性の参画促進

- 防災分野への女性の進出支援
- 防災士資格取得の促進と支援

## 成果指標一覽

特に記載がない場合、現状値は令和元年度、目標値は令和7年度

基本目標		項目	現状値	目標値
1 男女共同参画社会に向けた意識の向上	1	固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合 （「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」の質問で、“そう思わない（どちらかといえばそう思わないを含む）”と答えた割合）※1	72.7%	80.0%
	2	「社会通念や慣習・しきたり」における男女平等意識 （“男女平等になっている”と答えた割合）※1	11.4%	20.0%
	3	性的マイノリティについての認知度 （“性的マイノリティという言葉聞いたことがあり、意味も知っている”と答えた割合）※1	70.4%	80.0%
	4	男女共同参画に関する講座の参加者数（5年間の累積数）	317人	500人
	5	男性の育児休業取得率※2	4.5%	15.0% （令和6年）
2 あらゆる分野における男女共同参画の推進	★6	管理的職業従事者全体に占める女性の割合※3	16.7% （平成27年）	30.0%
	★7	市職員の管理監督職に占める女性の割合	31.0% （令和2年度）	30%以上
	★8	審議会等委員に占める女性の割合	38.9% （令和2年度）	40%以上 60%以下
	★9	家族経営協定締結数	302戸	342戸
	★10	創業・起業に関する女性の相談者数（5年間の累積数）	24人 （平成28～ 令和元年度）	30人
	★11	女性の再就職等支援事業の受講者数（5年間の累積数）	118人 （平成28～ 令和元年度）	130人
	★12	ワーク・ライフ・バランスの実際の優先度 （1）仕事と家庭生活の両方 （2）仕事と地域・個人の生活の両方 （3）仕事と家庭生活と地域・個人の生活のすべて （1）～（3）を優先する人の割合※1	34.0%	40.0%
	★13	小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定数	65社 （令和2年度）	115社
3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり	14	ファミリー・サポート・センター会員数	968人	1,050人
	15	小山市男女共同参画推進サポーターの数	64人	100人
	16	過去5年以内にDV、デートDVの被害がある人の割合※4	3.5%	根絶を目指す
	17	DV、デートDVに関する相談窓口の認知度（全体から、“いずれの窓口も知らない”と“無回答”を除いた割合）※4	67.3%	70.0%
	18	妊婦健康診査受診率	96.4%	100.0%
	19	乳がん検診受診率	35.8%	50.0%
	20	子宮がん検診受診率	25.0%	50.0%
3 暴力の根絶と安心して生き生きと暮らせる環境づくり	21	ひとり親への就業支援 （就労したひとり親の数：年度での数）	7人	20人
	22	女性の防災士の養成数	30人	45人

※1 小山市男女共同参画に関するアンケート調査（令和2年）※2 小山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（平成30年）

※3 国勢調査 ※4 小山市児童虐待・DV対策に関するアンケート調査（令和元年）

★ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画（市町村推進計画）の指標です。

### 第4次小山市男女共同参画基本計画 概要版

発行 令和3（2021）年3月

企画・編集 小山市総務部男女共同参画課

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

電話 0285-22-9296 FAX 0285-22-8972

※令和3年4月からは「人権・男女共同参画課」が担当課になります。